

## 藤沢市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について（中間報告）

本市では、平成18年9月、国及び神奈川県の実動計画に基づき「藤沢市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。平成24年5月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という）が制定されたことに伴い、平成25年3月に「藤沢市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「本市行動計画」という）を策定、平成26年3月に一部を改定し現計画に至ります。

これまでの新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、令和6年7月に国が「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下、「政府行動計画」という）を、令和7年3月に神奈川県が「神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「県行動計画」という）を、それぞれ全面改定したことに伴い、本市行動計画についても全面改定を行うものです。

なお、政府行動計画及び県行動計画がおおむね6年ごとに改定されることから、本市行動計画もそれに沿って対応します。

### 1 本市行動計画の概要

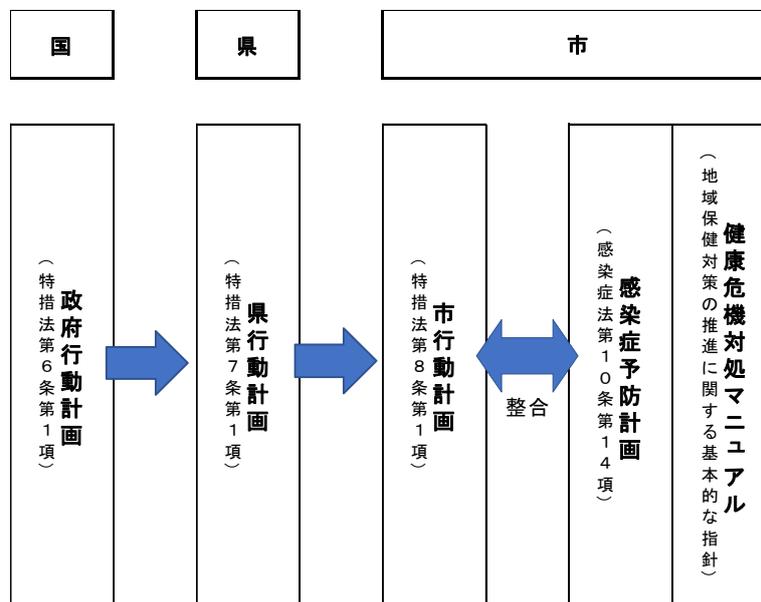
#### （1）計画の目的

本市行動計画は、新型インフルエンザ等が発生した際に、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護しつつ、市民生活及び市民経済に及ぼす影響の最小化を図ることを目的とします。

#### （2）計画の位置付け

本市行動計画は、特措法の規定に基づく「政府行動計画」及び「県行動計画」、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づく「藤沢市感染症予防計画」、地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づく「藤沢市保健所健康危機対処マニュアル」と整合を図ります。

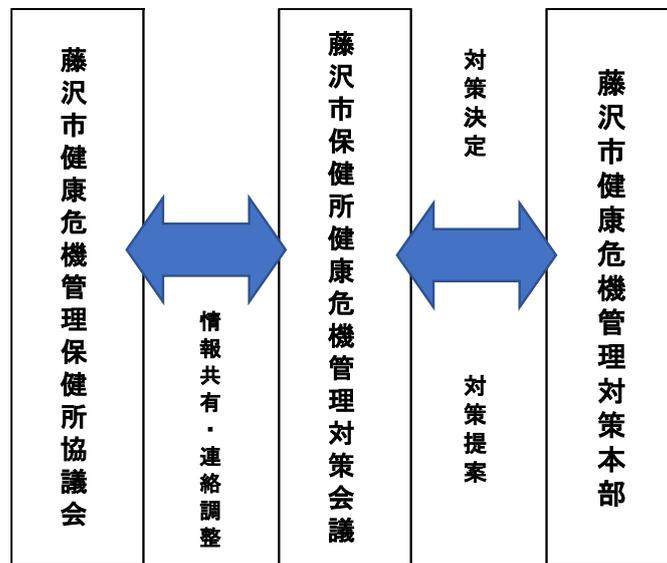
【図1】計画の位置付け



### (3) 実施体制

平時（準備期）には、新型インフルエンザ等の発生に備え「藤沢市健康危機管理保健所協議会」を通じて関係機関との情報共有、連携体制の確認を行い、有事に備えます。また、新型インフルエンザ等の感染症の発生が予想される場合（初動期）は、速やかに「藤沢市保健所健康危機管理対策会議」を設置し、必要に応じて、人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応準備を進めます。さらに、緊急事態宣言がなされた場合（対応期）は、直ちに「藤沢市健康危機管理対策本部」を設置し、総合的な指揮を執れる体制を整えます。

【図2】実施体制



### (4) 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な考え方

#### ア 多様な感染症への対応

特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新たな呼吸器感染症等の未知の感染症が流行する可能性を想定しつつ、幅広い対策の選択肢を持つ計画とします。

#### イ 機動的な対策の選択

検査・医療提供体制やワクチン・治療薬の普及状況など、時々々の状況に応じて、最も効果的な対策を機動的に選択し、切り替えることを基本とします。

#### ウ 長期化の想定

病原体の変異等により感染拡大の繰り返しや対策が長期化する場合も想定した計画とします。

#### エ 人権への配慮と総合的な判断

対策を実施する際は、人権に配慮し、その効果や実行可能性、市民生活や経済への影響を総合的に考慮して決定します。

オ 対策の拡充

政府行動計画及び県行動計画と整合を図り、対策の時期を一連の流れを持った「準備期」「初動期」「対応期」の3つに区分します。【表1】  
また、対策項目を従来の6項目から、新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえ、13項目へと拡充します。【表2】

【表1】時期区分

改定前	改定後	
未発生期	準備期	発生前の段階
海外発生期	初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階
県内未発生期		
県内発生早期	対応期	1 封じ込めを念頭に対応する時期
県内感染期		2 病原体の性状等に応じて対応する時期
小康期		3 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
		4 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

【表2】対策項目

改定前	改定後
①実施体制	①実施体制
②サーベイランス・情報収集	②情報収集・分析
③情報提供・共有	③サーベイランス
④予防・まん延防止	④情報提供・共有 リスクコミュニケーション
	⑤水際対策 ※新設
	⑥まん延防止
	⑦ワクチン ※新設
⑤医療	⑧医療
	⑨治療薬・治療法 ※新設
	⑩検査 ※新設
	⑪保健 ※新設
	⑫物資 ※新設
⑥市民生活及び市民経済の安定の確保	⑬市民生活及び市民経済の安定の確保

## 2 本市行動計画における13の対策項目

### (1) 実施体制



感染症危機は市民の生命・健康や市民生活・経済に広く大きな被害を及ぼすことから、全庁的な危機管理として取り組み、国・県・関係機関等と連携し、平時から人材の確保や実践的な訓練等を通じて、実効性のある体制を構築します。

### (2) 情報収集・分析



平時から、医療体制、市民生活・経済に関する情報を迅速かつ正確に収集・分析し有事に備えます。有事の際には、情報収集・分析に基づくリスク評価を行い、感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた的確な対策判断に繋がります。

### (3) サーベイランス（監視体制）



平時から、サーベイランス体制の構築やシステムの活用・推進を行うとともに、感染症発生動向の把握等、平時のサーベイランスを実施し、新型インフルエンザ等の発生を早期に探知し、流行状況を的確に監視することで対策の強化や緩和の判断に活用します。

### (4) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション



科学的根拠等に基づいた正確な情報を、市民等に分かりやすく迅速に提供・共有します。また、市民等との双方向の対話を通じて、不安の解消に努め、適切な判断・行動を促します。

### (5) 水際対策 ※新設



海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、国や県と連携し、検疫体制の強化に協力することで、国内への病原体の侵入をできる限り遅らせ、医療提供体制等を整える時間を確保します。

### (6) まん延防止



平時から、基本的な感染対策の普及に努めるとともに、有事の際には、必要に応じて国及び県が行う「緊急事態措置」や「まん延防止等重点措置」に協力し、対策の効果や影響を総合的に勘案して、市民生活や経済への影響も考慮しながら、柔軟に対策を切り替えます。

### (7) ワクチン ※新設



国、県及び医療機関等と連携し、平時から接種体制を準備することで、有事の際には、市民等が迅速かつ円滑にワクチン接種を受けられるようにするとともに、新型インフルエンザ等に関する新たな知見等を踏まえた柔軟な運用を行います。

(8) 医療 

平時から県及び市内医療機関と連携を図るとともに、訓練及び研修等を実施し、有事の際の医療提供体制の確保に努めます。有事の際には、通常医療との両立を図りながら、新型インフルエンザ等の流行状況に応じて、入院医療や外来医療などの必要な提供体制を確保し、市民の生命・健康を守ります。

(9) 治療薬・治療法 ※新設 

平時から大学等の研究機関を支援するとともに、国や県、医療機関と連携し、有効な治療薬や治療法に関する情報を迅速に共有することで、治療が必要な患者に適切に医療が提供されるよう努めます。

(10) 検査 ※新設 

平時から、検査機器等や人材の確保を進め、有事の際には、迅速に検査体制を拡充することで、早期発見・早期治療につなげ、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図ります。また、感染状況の変化や病原体の性状、検査の特性等を踏まえ、検査体制や方針の見直しを検討します。

(11) 保健 ※新設 

感染拡大時には、保健所業務の負担が急増することから、平時からICTの活用や外部の専門職（IH E A T等）等も含めた応援体制の構築を進め、有事においても保健所が中核的な役割を果たせるよう備えます。

(12) 物資 ※新設 

感染症対策で必要となるマスクや防護服、消毒液などの感染症対策物資等について、平時から備蓄を進め、有事の際に不足が生じないように、国及び県と連携しながら確保に努めます。

(13) 市民生活及び市民経済の安定の確保 

新型インフルエンザ等の発生が、市民の生命・健康への被害、市民生活・社会経済活動に対して大きな影響が及ぶ可能性があるため、平時から、市民や事業者等に対して適切な情報提供・共有を行うとともに、有事の際には、必要な支援を行い、市民生活・社会経済活動の安定の確保に努めます。

### 3 経過及び今後の予定

令和7年 6月 第1回藤沢市健康危機管理保健所協議会にて改定素案を報告  
令和7年11月10日から12月9日 パブリックコメントの実施  
令和7年12月 12月市議会定例会にて中間報告  
令和8年 1月 第2回藤沢市健康危機管理保健所協議会にて最終案を報告  
令和8年 2月 2月市議会定例会にて最終報告  
令和8年 3月 本市行動計画改定

以上  
(事務担当 健康医療部保健所保健予防課)